

令和8年度 広島高速道路構造物定期点検業務 条件明示書

(適用)

第1条 本書は、令和8年度 広島高速道路構造物定期点検業務に適用する。

(設計変更)

第2条 以下項目については設計図書及び参考図書に条件・数量を見込んでいるが、現地踏査及び関係機関等との協議の結果、これにより難い場合は設計変更の対象とする。

- ・ 関係機関との協議資料作成：対象となる関係機関は次の26機関を見込んでいる。

1	高速道路交通警察隊	10	太田川河川事務所 己斐出張所	19	西辻郵便局
2	広島東警察署	11	府中町教育委員会 社会教育課	20	広島市漁協協同組合
3	広島南警察署	12	温品学区老人クラブ 連合会	21	広島市漁協協同組合 (広島地区)
4	広島県警察本部交通部 交通規制課	13	矢賀地区矢賀長寿会 連合会	22	株電力サポート中国
5	広島市東区役所建設部 維持管理課 管財係	14	大須一丁目町内会	23	J R 貨物広島車両所
6	広島県西部建設事務所 管理第一課 管理第一係	15	府中町老人クラブ 連合会 大須北 鶴寿会	24	温品地区町内会
7	府中町役場 建設部 維 持管理課 管理係	16	矢賀新町南組町内会	25	高速道路第4区町内会 対策協議会
8	広島市南区役所 維持管理 管財係	17	大州東町内会	26	温品 J C T 連結路工事 受注者
9	国土交通省可部分室	18	矢賀六丁目町内会	27	—

- ・ 橋梁現場点検（近接目視点検・打音検査）：作業実施時間帯、足元条件、及び必要数量
- ・ 打音検査：点検数量（第三者被害等が想定される範囲を対象とした数量を見込んでいるが、実施にあたっては対象数量を精査すること。）
- ・ 機械経費（点検用車両等の運転経費）：車両規格及び数量

2 点検新技術の活用にあたっては、調査職員と協議し、実施を決定した内容については以下の項目について、設計変更の対象とする。

- ・ 点検作業日数、歩掛、及び作業実施時間帯
- ・ 機械経費等の種類及び数量

(打合せ協議)

第3条 業務履行中の中間打合せは5回を見込んでいる。（地質調査業務も含む）

(安全費)

第4条 安全費は「地域区分：市街地乙・都市近郊」の安全費率を用いて算出している。

(有料道路利用料)

第5条 本工事の施工に必要な広島高速道路の通行については、発注者が必要と認める場合に限り、受注者に対し通行料金を免除する。通行料金の免除を受ける際は、下記のいずれかの方法によるものとし、受注者は所定の手続きを行うこと。

なお、通行料金は免除を受ける前提で積算しており、免除を受けず通行料金が発生した場合においても、変更契約の対象としない。

(1) ETC の貸与による通行料金の免除

受注者が工事用 ETC カードの貸与を受ける場合は、発注者が指定する様式により申請を行い、貸与を受けた ETC カードを本工事の施工に必要な通行に限り使用すること。

また、当該カードの紛失、破損、不正使用等が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けるものとする。

工事完了後、又は発注者が指示した場合は、速やかに ETC カードを返却すること。

なお、カード発行には手数料が必要となるが、発生した手数料は受注者の負担とする。

(2) 通行許可書（チケット）の受領による通行料金の免除

受注者が通行許可書による通行を行う場合は、発注者が指定する様式により申請を行い、通行許可書の交付を受け、料金所で同許可書とチケットを使用して通行するものとする。通行許可書は、本工事の施工に必要な通行のみに使用し、工事完了後または発注者が指示した場合は許可書とチケットを返却すること。

なお、通行許可書は無料で発行できるが、チケットの使用枚数を所定の様式により月 1 回報告すること。

以 上